

○国立大学法人福島大学個人情報保護管理規則

制定 平成17年4月1日

改正 平成18年1月17日 平成19年3月30日 平成20年3月4日 平成20年3月18日
平成21年3月17日 平成22年3月16日 平成24年3月13日 平成25年9月3日
平成26年9月16日 平成27年3月27日 平成27年11月24日 平成28年3月8日
平成28年3月22日 平成28年4月19日 平成29年10月17日

第1章 総則

（趣旨）

第1条 国立大学法人福島大学（以下「本学」という。）における個人情報の保護管理については、法令又は別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において「個人情報」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独法等個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定するものをいう。

2 この規則において「個人識別符号」とは、独法等個人情報保護法第2条第3項に規定する符号をいう。

3 この規則において「要配慮個人情報」とは、独法等個人情報保護法第2条第4項に規定する個人情報をいう。4 この規則において「保有個人情報」とは、独法等個人情報保護法第2条第5項に規定する保有個人情報であって、本学が保有するものをいう。

5 この規則において「教育・研究関係の保有個人情報」とは、前項に規定する保有個人情報のうち、教員又は教員組織が主体となって保有するものをいう。

6 この規則において「個人情報ファイル」とは、独法等個人情報保護法第2条第6項に規定するものをいう。

7 この規則において「独立行政法人等非識別加工情報」とは、独法等個人情報保護法第2条第9項に規定するものをいう。

8 この規則において「独立行政法人等非識別加工情報ファイル」とは、独法等個人情報保護法第2条第10項に規定するものをいう。

9 この規則において「削除情報」とは、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

10 この規則において「部局等」とは、福島大学学則第2条第2項及び第4項に規定する各学類、第4条に規定する附属図書館、第4条の2に規定する各センター、第4条の3に規定する研究所、第5条に規定する各附属学校園及び第6条に規定する事務局をいう。

- 1 1 この規則において「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定するものをいう。
- 1 2 この規則において「本人」とは、独法等個人情報保護法第2条第7項又は番号法第2条第6項に規定するものをいう。
- 1 3 この規則において「特定個人情報」とは、番号法第2条第8項に規定するものであって、本学が保有するものをいう。
- 1 4 この規則において「特定個人情報ファイル」とは、番号法第2条第9項に規定するものをいう。
- 1 5 この規則において「個人番号利用事務」とは、番号法第2条第10項に規定するものをいい、「個人番号関係事務」とは、同11項に規定するものをいい、「個人番号利用事務等」とは個人番号利用事務又は個人番号関係事務をいう。

第2章 管理体制

（管理体制）

第3条 本学の個人情報保護管理の円滑な実施をはかるため、福島大学情報公開・個人情報保護委員会を置く。

- 2 本学に総括保護管理者1人を置き、副学長のうち学長の指名したものを充てる。総括保護管理者は、本学における保有個人情報、独立行政法人等非識別加工情報及び個人番号（以下「保有個人情報等」という。）の管理に関する事務を総括する任に当たる。
- 3 本学に、保護管理者及び保護担当者を別表1のとおり置く。保護管理者は、保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たり、保護担当者は、保護管理者を補佐し、保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。
- 4 前項の規定にかかわらず、教育・研究関係の保有個人情報の管理に当たっては、保護管理者及び保護担当者を別表2のとおり置く。
- 5 保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。
- 6 本学に監査責任者1人を置き、監事をもって充てる。監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

第4条 保護管理者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）及びその役割を指定する。

- 2 保護管理者は、各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

第3章 教育研修

（教育研修）

第5条 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報及び特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のため、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、課室等の現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を実施するものとする。

4 保護管理者は、保有個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 職員の責務

（職員の責務）

第6条 職員は、独法等個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規則・規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を適切に取り扱わなければならない。

第5章 保有個人情報等の取扱い

（アクセス制限）

第7条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする権限を有する職員とその権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。

（複製等の制限）

第8条 職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行うものとする。

一 保有個人情報等の複製

二 保有個人情報等の送信

三 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

四 その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

（誤りの訂正等）

第9条 職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

（媒体の管理等）

第10条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

（廃棄等）

第11条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（末端及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

（保有個人情報の取扱状況の記録）

第12条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

2 保護管理者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備し、当該特定個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録するものとする。

第13条 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずるものとする。

第6章 情報システムにおける安全の確保等

（アクセス制御）

第14条 保護管理者は、保有個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。以下第26条を除き、この章において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード、ICカード及び生体情報等（以下「パスワード等」という。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

（アクセス記録）

第15条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講ずる

ものとする。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃盗又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（アクセス状況の監視）

第16条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報等を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずるものとする。

（管理者権限の設定）

第17条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずるものとする。

（外部からの不正アクセスの防止）

第18条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

（不正プログラムによる漏えい等の防止）

第19条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずるものとする。

（情報システムにおける保有個人情報等の処理）

第20条 職員は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

（暗号化）

第21条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行うものとする。

（記録機能を有する機器・媒体の接続制限）

第22条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずるものとする。

（端末の限定）

第23条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

（端末の盗難防止等）

第24条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、保護管理者が必要であると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

（第三者の閲覧防止）

第25条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

（入力情報の照合等）

第26条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行うものとする。

（バックアップ）

第27条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

（情報システム設計書等の管理）

第28条 保護管理者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

第7章 情報システム室等の安全管理

（入退の管理）

第29条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域等（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずる。また、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設（以下「保管施設」という。）を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。

- 3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定め
の整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために
必要な措置を講ずるものとする。

（情報システム室等の管理）

第30条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、
警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必
要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措
置を講ずるものとする。

第8章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

（保有個人情報の提供）

第31条 保護管理者は、独法等個人情報保護法第9条第2項第3号及び第4号の規定に
基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則
として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記
録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

- 2 保護管理者は、独法等個人情報保護法第9条第2項第3号及び第4号の規程に基づき
行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の
措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等
を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる
ものとする。

- 3 保護管理者は、独法等個人情報保護法第9条第2項第3号の規定に基づき行政機関及
び独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、
前2項に規定する措置を講ずるものとする。

- 4 保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供して
はならない。

（独立行政法人等非識別加工情報の提供）

第32条 保護管理者は、法第44条の2第2項の規定により、法令に基づく場合を除き、
利用目的以外の目的のために独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報（保有個人情
報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 保護管理者は、法第44条の2第1項及び第44条の9の規定（第44条の12の規
定により第44条の9の規定を準用する場合を含む。）により、独立行政法人等非識別加
工情報の利用に関する契約を締結した者（以下「契約相手方」という。）から法第44条
の5第2項第7号の規定に基づき当該契約相手方が講じた独立行政法人等非識別加工情

報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに総括保護管理者に報告するとともに、当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認しなければならない。（業務の委託等）

第33条 保有個人情報の取扱い並びに独立行政法人等非識別加工情報の作成に係る業務又は独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しないものを選定することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

一 個人情報又は独立行政法人非識別加工情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

二 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

三 個人情報又は独立行政法人非識別加工情報の複製等の制限に関する事項

四 個人情報又は独立行政法人非識別加工情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

五 委託終了時における個人情報又は独立行政法人非識別加工情報の消去及び媒体の返却に関する事項

六 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

2 保有個人情報及び独立行政法人非識別加工情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認するものとする。

3 委託先において、保有個人情報の取扱い並びに独立行政法人等非識別加工情報の作成に係る業務又は独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施するものとする。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

4 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき本学が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについてあらかじめ確認するものとする。

5 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき本学が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

6 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託先が再委託をする際には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認したうえで、再委託の諾否を判断する。

- 7 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

第9章 安全確保上の問題への対応

（事案の報告及び再発防止措置）

第34条 職員は、保有個人情報等の漏えい等、保有個人情報等の安全確保の上で問題となる事案（以下単に「事案」という。）又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合には、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告するものとする。

- 2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等の LAN ケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行うものとする。

- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。

- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を学長に速やかに報告するものとする。

- 5 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、関係行政機関等に対し、速やかに情報提供を行うものとする。

- 6 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（公表等）

第35条 学長は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表並びに当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずるものとする。この場合において、公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総務省に情報提供を行うものとする。

- 2 学長は、次に掲げるときは、直ちに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第50条に基づき設置される個人情報保護委員会の事務局に報告するものとする。

- 一 第32条第2項、前条第3項及び第4項の報告内容
- 二 前条第6項、本条第1項の措置を講じたとき
- 三 契約相手方が、独法等個人情報保護法第44条の14各号に該当すると認められ契約を解除しようとするとき及び解除したとき。

第10章 監査及び点検の実施

（監査）

第36条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第3条から前条に規定する措置の状況を含む本学における保有個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

（点検）

第37条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

（評価及び見直し）

第38条 総括保護管理者、保護管理者等は、監査（外部監査を含む。）又は点検の結果等を踏まえ、実効性の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第11章 行政機関との連携

（文部科学省との連携）

第39条 「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）4を踏まえ、文部科学省と緊密に連携して、保有個人情報等の適切な管理を行うものとする。

第12章 雑則

（個人情報ファイル簿）

第40条 個人情報ファイル（個人情報ファイル簿作成の対象外となるものを除く。）を保有するに至ったときは、直ちに個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿に記載すべき事項は、独法等個人情報保護法第11条による。

3 個人情報ファイル簿の作成後に記載すべき事項に変更が生じたときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 個人情報ファイル簿に記載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又は作成の対象外となったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルの記載を削除しなければならない。

5 個人情報ファイル簿は、総務課に備え置き一般の閲覧に供する。

（取扱規程）

第41条 本学の保有する個人情報の開示・訂正・利用停止の実施に係る取扱いについては、「国立大学法人福島大学個人情報取扱規程」による。

2 本学の保有する独立行政法人等非識別加工情報に係る取扱いについては、別に定める。

（雑則）

第42条 この規則に定めるもののほか、個人情報の保護管理に関して必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年1月17日から施行し、平成18年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年3月4日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年9月3日から施行し、平成25年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、別表1中「地域創造支援センターの保有個人情報」に係る改正規定については、平成25年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年10月17日から施行し、平成29年5月30日から適用する。

別表1（第3条第3項関係）

部局・課・室名	管理する保有個人情報等	保護管理者	保護担当者
総務課	総務課及び国際交流センターの保有個人情報等（国際交流センターに係る教育・研究関係の保有個人情報を除く。）	総務課長	保護管理者が指名する者
人事課	人事課の保有個人情報等	人事課長	保護管理者が指名する者
財務課	財務課の保有個人情報等	財務課長	保護管理者が指名する者
施設課	施設課の保有個人情報等	施設課長	保護管理者が指名する者
教務課	教務課及び総合教育研究センターの保有個人情報等（総合教育研究センターに係る教育・研究関係の保有個人情報を除く。）	教務課長	保護管理者が指名する者
学生課	学生課及び保健管理センターの保有個人情報等（保健管理センターに係る教育・研究関係の保有個人情報を除く。）	学生課長	保護管理者が指名する者
就職支援課	就職支援課の保有個人情報等	就職支援課長	保護管理者が指名する者
入試課	入試課及びアドミッションセンターの保有個人情報等（アドミッションセンターに係る教育・研究関係の保有個人情報を除く。）	入試課長	保護管理者が指名する者
研究振興課	研究振興課の保有個人情報等	研究振興課長	保護管理者が指名する者
地域連携課	地域連携課及び地域創造支援センターの保有個人情報等	地域連携課長	保護管理者が指名する者
学術情報課	学術情報課及び総合情報処理センターの保有個人情報等（総合情報処理センターに係る教育・研究関係の保有個人情報を除く。）	学術情報課長	保護管理者が指名する者
学長室	学長室の保有個人情報等	学長室長	保護管理者が指名する者
監査室	監査室の保有個人情報等	監査室長	保護管理者が指名する者

第3編 庶務（国立大学法人福島大学個人情報保護管理規則）

人間発達文化学類支援室	人間発達文化学類の保有個人情報等（人間発達文化学類に係る教育・研究関係の保有個人情報を除く。）	人間発達文化学類支援室長	保護管理者が指名する者
行政政策学類支援室	行政政策学類の保有個人情報等（行政政策学類に係る教育・研究関係の保有個人情報を除く。）	行政政策学類支援室長	保護管理者が指名する者
経済経営学類支援室	経済経営学類の保有個人情報等（経済経営学類に係る教育・研究関係の保有個人情報を除く。）	経済経営学類支援室長	保護管理者が指名する者
共生システム理工学類支援室	共生システム理工学類の保有個人情報等（共生システム理工学類に係る教育・研究関係の保有個人情報を除く。）	共生システム理工学類支援室長	保護管理者が指名する者
うつくしまふくしま未来支援センター事務室	うつくしまふくしま未来支援センターの保有個人情報等（うつくしまふくしま未来支援センターに係る教育・研究関係の保有個人情報を除く。）	うつくしまふくしま未来支援センター事務室長	保護管理者が指名する者
環境放射能研究所	環境放射能研究所の保有個人情報等（環境放射能研究所に係る教育・研究関係の保有個人情報を除く。）	環境放射能研究所事務室長	保護管理者が指名する者
附属幼稚園	附属幼稚園の保有個人情報等（附属幼稚園に係る教育・研究関係の保有個人情報を除く。）	附属幼稚園教頭	保護管理者が指名する者
附属小学校	附属小学校の保有個人情報等（附属小学校に係る教育・研究関係の保有個人情報を除く。）	附属小学校教頭	保護管理者が指名する者
附属中学校	附属中学校の保有個人情報等（附属中学校に係る教育・研究関係の保有個人情報を除く。）	附属中学校教頭	保護管理者が指名する者
附属特別支援学校	附属特別支援学校の保有個人情報等（附属特別支援学校に係る教育・研究関係の保有個人情報を除く。）	附属特別支援学校教頭	保護管理者が指名する者

別表2（第3条第4項関係）

部局等名		管理する保有個人情報	保護管理者	保護担当者
保健管理センター		保健管理センター教員が保有する教育・研究関係の保有個人情報	保健管理センター所長	保健管理センター教員
地域創造支援センター		地域創造支援センター教員が保有する教育・研究関係の保有個人情報	地域創造支援センター長	地域創造支援センター教員
総合情報処理センター		総合情報処理センター教員が保有する教育・研究関係の保有個人情報	総合情報処理センター長	総合情報処理センター教員
総合教育研究センター		総合教育研究センター教員が保有する教育・研究関係の保有個人情報	総合教育研究センター長	総合教育研究センター教員
うつくしまふくしま未来支援センター		うつくしまふくしま未来支援センター教員が保有する教育・研究関係の保有個人情報	うつくしまふくしま未来支援センター長	うつくしまふくしま未来支援センター教員
国際交流センター		国際交流センター教員が保有する教育・研究関係の保有個人情報	国際交流センター長	国際交流センター教員
アドミッションセンター		アドミッションセンター教員が保有する教育・研究関係の保有個人情報	アドミッションセンター長	アドミッションセンター教員
環境放射能研究所		環境放射能研究所教員が保有する教育・研究関係の保有個人情報	環境放射能研究所長	環境放射能研究所教員
人文社会学群	人間発達文化学類	人間発達文化学類教員が保有する教育・研究関係の保有個人情報	人間発達文化学類長	人間発達文化学類教員
	行政政策学類	行政政策学類教員が保有する教育・研究関係の保有個人情報	行政政策学類長	行政政策学類教員
	経済経営学類	経済経営学類教員が保有する教育・研究関係の保有個人情報	経済経営学類長	経済経営学類教員
学理工学群	共生システム理工学類	共生システム理工学類教員が保有する教育・研究関係の保有個人情報	共生システム理工学類長	共生システム理工学類教員
附属幼稚園		附属幼稚園教員が保有する教育・研究関係の保有個人情報	附属幼稚園長	附属幼稚園教員
附属小学校		附属小学校教員が保有する教育・研究関係の保有個人情報	附属小学校長	附属小学校教員
附属中学校		附属中学校教員が保有する教育・研究関係の保有個人情報	附属中学校長	附属中学校教員

第3編 庶務（国立大学法人福島大学個人情報保護管理規則）

附属特別支援学校	附属特別支援学校教員が保有する教育・研究関係の保有個人情報	附属特別支援学校長	附属特別支援学校教員
----------	-------------------------------	-----------	------------